

館林市ペット霊園の設置の許可等に関する条例【概要】

1 条例制定の趣旨

近年、ペット霊園の設置者が所在不明となり、当該施設が放置されたままとなる事例や移動火葬車によるペットの火葬処理が住宅地で行われ、住民が不安を感じる事例などが発生しています。今回、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬車による火葬について必要な措置を講ずることにより、ペット霊園の設置等の適正化を図り、もって市民の良好な生活環境の保全に資するため、本条例を制定するものです。

2 条例の主な内容

(1) ペット霊園の設置者等の責務

- ・ ペット霊園の設置者は、地域の生活環境に十分配慮し、適正な維持管理を行うとともに、近隣住民等との良好な関係を保持するよう努めなければなりません。
- ・ 移動火葬業者は、周辺的生活環境に十分配慮するよう努めなければなりません。

(2) ペット霊園

ア ペット霊園の設置等の許可

ペット霊園を設置しようとする者は、次の（ア）から（ウ）までの手続を経た上で、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。

（ア）事前協議

ペット霊園を設置しようとする者は、3月前までに市長と事前協議しなければなりません。

（イ）標識の設置

申請予定日の2月前までに標識を設置し、検査済証の交付を受ける日まで設置しなければなりません。

（ウ）説明会の開催等

- ・ 申請予定日の1月前までに、近隣住民等に対し、説明会を開催しなければなりません。
- ・ 近隣住民等は、申請予定者が許可の申請をしようとする日の20日前までに、意見の申出ができます。

イ 主な許可基準

- ・ 経営を的確に行うに足りる知識、技能及び経理的基礎があること。
- ・ 自己所有地又は使用する権原を有する土地であること。
- ・ 住宅等からの距離が原則として120m以上であること。
- ・ ペット霊園の敷地の境界から墳墓等が見えないように構造物を設けること。

ウ 維持管理

ペット霊園の設置者は、管理者を置き、維持管理を適正に行わなければなりません。

エ 廃止の届出

- ・ ペット霊園を廃止するときは、利用者にその旨を説明し、市長に届け出なければなりません。
- ・ 墳墓等に存するペットの死体又は焼骨を他の墳墓等に移すことその他利用者の心情に配慮した対応をとらなければなりません。
- ・ ペット霊園を廃止したときは、墳墓等及び火葬施設を直ちに除去しなければなりません。

(3) 移動火葬業

ア 移動火葬業の許可

市内で移動火葬車を使用してペットの死体の火葬を行おうとする者は、市長の許可を受けなければなりません。

イ 主な許可基準

- ・ 移動火葬を的確に行うに足りる知識、技能及び経理的基礎を有すること。
- ・ 火葬設備について、空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が摂氏800度以上の状態で、ペットの死体を焼却できるもの
- ・ 火葬施設外に焼却灰及び未燃物が飛散しない構造であること。

ウ 遵守事項

- ・ 火葬を行うときは、行為の都度、事前に市長に届け出なければならない。
- ・ 火葬は、依頼者の敷地又は近隣住民への影響に配慮した場所で行わなければならない。

ない。この場合において、移動火葬事業者は、隣接者に対し事前の周知を行うなど、良好な関係を保持するよう努めなければならない。

- ・ 火葬を行うときは、移動火葬車に火葬中である旨を標記した看板等を当該車両の外部から見やすい場所に設置しなければならない。
- ・ 火葬中は当該車両から離れることなく待機し、火葬炉の適切な運転管理を行わなければならない。

エ 移動火葬車の維持管理

- ・ 移動火葬車の清潔を保持すること。
- ・ 移動火葬車が破損したときは、速やかに修理すること。

(4) 報告徴収

市長は、次に定める事項に係る報告を求めることができます。

- ・ ペット霊園の設置者 — ペット霊園の施設及び設備に関する事項
- ・ 移動火葬業者 — 移動火葬車の管理状況及び移動火葬車による火葬行為の実施状況に関する事項

(5) 立入検査

指定する職員に、ペット霊園の事業所又は移動火葬業者の移動火葬車に立ち入り、設備、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができます。

(6) 勧告、措置命令

- ・ 許可基準等に違反していると認めるときは、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができます。
- ・ 勧告を受けた者が、正当な理由なくこれに従わないときは、期限を定めて勧告に係る措置をとるよう命令することができます。

(7) 許可の取消し、使用禁止命令等

- ・ 措置命令に違反したとき、及び不正な手段により、ペット霊園の設置許可を受けたときは、ペット霊園の設置許可を取り消すことができます。
- ・ ペット霊園の設置許可又は移動火葬業の許可を受けることなく、設置、営業等した者に対し、ペット霊園の使用禁止又は移動火葬車の使用の中止を命令することができます。

ます。

(8) 公表

使用禁止命令等を受けた者が当該命令に従わないとき及び報告徴収に対する報告を行わず、若しくは虚偽の報告をし、立入検査に従わないとき又は措置命令に従わないときは、その旨を公表することができます。

(9) 経過措置

- ・ 現にペット霊園を設置している者及び移動火葬業を行っている者は、この条例の施行の日から起算して3月以内に市長に届出しなければなりません。
- ・ 届出を行ったペット霊園の設置者及び移動火葬車を使用して火葬を行っている者は、それぞれ許可を受けたものとみなします。ただし、当該設置者等は、許可基準に適合させるよう努めなければなりません。